別表十(五)の記載の仕方

- 1 この明細書のIは、法人が措置法第65条の2 (収用換地等の場合の所得の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「特別控除額22」の欄は、別表十(五)付表「14」 の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を記載 します。
- 3 この明細書のⅡは、法人が措置法第65条の3から 第65条の5の2まで《特定事業の用地買収等の場合 の所得の特別控除等》の規定の適用を受ける場合に 記載します。
- 4 「事業施行者等の名称23」の欄は、措置法第65条の

- 5の2 (特定の長期所有土地等の所得の特別控除) の規定の適用を受ける場合には、記載を要しません。
- 5 「特定事業の用地買収等により譲渡した年月日24」 の欄の「(・・・)」には、措置法第65条の5の 2の規定の適用を受ける場合にのみ、その譲渡をし た特定の長期所有土地等の取得年月日を記載します。
- 6 「特別控除額37」、「特別控除額42」、「特別控除額47」又は「特別控除額52」の各欄は、別表十(五)付表「26」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を記載します。